

令和4年7月25日

自由民主党枚方市支部  
支部長 出来 成元 殿  
加藤 治 殿

大阪市中央区南本町 1-4-10 StoRK ビル 4 階  
弁護士法人あすなろ あすなろ法律事務所  
前田富枝氏及び長友克由氏代理人  
弁護士 原 正和  
TEL 06-6268-5070/FAX 06-6268-5071

## 回答書

前略 当職は、前田富枝氏（以下「前田氏」といいます。）及び長友克由氏（以下「長友氏」といいます。）の代理人として、自由民主党枚方市支部の「党紀委員長」が作成名義人となっている令和4年7月11日付「ご連絡」（以下「貴書面」といいます。）に対し、以下の通り回答致します。なお、以下では、自由民主党のことを「自民党」と表記します。

### 1 自民党規律規約第9条に抵触するとの指摘について

貴殿らは、貴書面において、「貴方は自民党規律規約第9条に抵触されるものと思料されます」と書いておられます。具体的に、前田氏及び長友氏のいかなる行為が上記条項に抵触するということなのか、書面により明らかにして下さい。

なお、仮に、貴殿らが、前田氏及び長友氏が自民党の党籍を有したまま、同党の公認を受けることなく無所属で、令和5年4月に実施予定の枚方市議会議員選挙に立候補することをもって上記条項に違反するものと考えておられるとすれば、当方としてはそのような主張は受け入れられません。自民党员のまま、党からの公認を受けないで無所属で立候補することは何ら上記条項に違反しないことは、前田氏及び長友氏において自民党大阪府連にも確認済みです。

### 2 「支部党紀委員会」、「支部党紀委員長」の根拠について

自民党枚方市支部の規約には、「支部党紀委員会」、「支部党紀委員長」の根拠となる定めは存在しません。

しかるに、貴殿らは、加藤治氏は自民党枚方市支部の「党紀委員長」であるとしておられます。それは、いかなる根拠に基づくものでしょうか。

# 1-2

この点について貴殿らからの説得的なご説明がなければ、前田氏及び長友氏において、「党紀委員会」に出席するかどうかについて検討することも出来ないと言わざるを得ませんので、書面によりご説明下さい。

## 3 「貴方に不利益な結果になることもあります」との記載について

貴殿らは、貴書面において、「党紀委員会」への「出席及び事前の釈明」がない場合には、前田氏及び長友氏に「不利益な結果になることもあります」と書いておられます。

しかし、上記の通り、そもそも、貴殿らは両氏のいかなる行為がいかなる理由で自民党規律規約第9条に違反すると主張しておられるのかが明確ではないうえ、自民党政方市支部の「党紀委員会」の根拠すらも何ら明確ではありません。にもかかわらず、このような「不利益な結果」を示唆されることに両氏は強い憤りを感じております。

また、貴殿らは、昨年以降、長友氏は「支部を除名された」、前田氏及び長友氏は「次の選挙（令和5年統一地方選挙）で自民党から公認されない」旨を自民党员その他に話しておられますが、自民党的市町村支部が党员を除名することなど出来ませんし（政方市支部の規約にも、当然ながら、支部による党员の除名に関する定めはありません。）、自民党から誰が公認されるかは現時点ではまだ確定していません。したがって、「支部を除名した」、「自民党から公認されない」旨の貴殿らのかかる発言は明らかに事実に反するものであり、名誉毀損に該当し得るものであると当方としては思料しております。そこで、長友氏及び前田氏は、まずは本書をもって、貴殿らに対し、「支部を除名した」、「自民党から公認されない」との事実に反する内容を今後は一切話さないよう求めるものです。

## 4 最後に

上記1及び2記載の点についての貴方からの書面による速やかな回答を待っております。

また、上記の各件については、当職が前田氏及び長友氏の代理人に就任しましたので、今後の連絡は当職までして頂くようお願い致します。

草々

## 回答書

1. 党規律規約9条(口)に、「各級選挙に際し、反対党の候補者を応援し、又は党公認候補者若しくは推薦候補者を不利におとしいれる行為」は処分の対象になると記載されています。

ご指摘の通り、これは党員が無所属で選挙に出ることを禁止したものではありませんが、無所属で出ることによって公認候補を不利におとしいれた場合は9条違反になると理解しています。

大阪府連に党員が無所属で出ることはできないかと聞けば、出ることができると答えると思います。聞き方の問題です。

参考のため過去の実例をお知らせします。私も2007年に府議会の公認候補の応援をしなかったため、市議会の公認を剥奪され、無所属で市会議員選挙に出ましたが、その当時の枚方支部長から府連の党紀委員会に訴えられ、党紀委員会はその申し入れを受理しています。但しその当時の党紀委員長の家事の都合で党紀委員会は直ぐに開催されず、選挙が終了してしまい、またその府議会議員も間もなく収賄で逮捕されたこともあり、結果党規委員会は開かれずに終わり、私の訴えは不問となりました。

2. 支部党紀委員会の根拠は、党員の処分は支部の権限でないため、規

約には定められていませんが、支部の役員会等で設置することは可能です。但し権限は有しませんので、あくまでも方向性を協議するための協議機関であり、7月31日の会議においても府連の党紀委員会に申し出を行う条件を協議したものです。

前田、長友議員には別紙の党紀委員会の報告をしています。

3. 支部としては、前田、長友市会議員を公認しないと公に言ったことはありません。公認は府連の選挙対策委員会で決定するものであり、地域支部は府連の選対に支部の公認予定者を推薦するものであり、決定権はあくまで府連の選対です。

但し問い合わせがあった時には支部としては公認対象でないと答えています。前田、長友議員には、公認申請するように別紙の配達証明郵便で通知をしましたが、期日までに申請が無かったので、支部として公認手続きを行うことができません。

また長友氏の支部除名は支部のルールを守らなく、再三の注意にも従わなかつたので、支部を除名はしましたが、党員の除名は支部の権限でないので、それ以降も支部大会の案内など党員の権利に係ることの通知はしています。

但し、支部は除名していますので、支部役員の指名、支部の独自の

2-3

行事等への通知等は行っていません。

今後も問い合わせがあった時には、長友議員は支部を除名したこと、

前田、長友議員は支部の公認対象でないことは答えて参ります。

令和4年8月3日

枚方市議会議員  
様

自由民主党枚方市支部  
支部長 出来 成元  
党紀委員長 加藤 治

ご通知

冠省 早速ですが、7月31日支部党紀委員会において、貴方が10月15日開催予定の大阪府連大会において、公認予定候補と認定されず、その後も無所属候補予定者として立候補準備を続けられると、党規律規約第9条に抵触するものと思料されますので、府連党紀委員会に処分の申し出を行うことに決しましたので、ご通知申し上げます。

速やかに枚方支部まで公認申請されることを勧めます。

早々

令和4年8月3日

11 選挙区支部長代行

佐藤 ゆかり 様

自由民主党枚方市支部

支部長 出来 成元

通告

冠省 早速ですが、地方選挙の公認調整は地域支部の扱う事項にも拘らず、貴方は各所において枚方支部に相談もなく、次期統一地方選挙の予定候補と称して各人の紹介を行っておられますが、公認候補の居る選挙区で無所属候補の応援は、党規律規約9条の(口)の「党公認候補者もしくは推薦候補者を不利におとしいれる行為」に抵触するものと思料致しますので、10月15日開催予定の大阪府連大会において、貴方が各所で紹介をしているこれらの候補予定者が非公認候補と確定され、その後も支援されるようであれば、本部党紀委員会に処分の申し出を行うことにしましたので、ご通知申し上げます。

早々

追伸 2015年からの大阪地裁での貴方に対する名誉毀損裁判は、貴方からの和解申し出と、当時の二階幹事長の口利きもあり裁判を取り下げ和解しましたが、今回自民党党紀委員会に処分の申し出を行った際には、決して貴方から和解の申し出があっても応じないことを申し添えておきます。

自枚第

令和4年2月2日

枚方市議会議員

様

自由民主党枚方市支部

支部長 出来 成元

### 2023年統一地方選挙に関するご連絡

冠省 早速ですが、令和4年2月14日から3月14日の間、2023年統一地方選挙枚方市議会議員候補の公募を行うこととなりました。

2023年統一地方選挙で、自由民主党公認（党籍証明、推薦を含む）で立候補を希望されているのであれば、3月14日（必着）までに同封の公認申請書を支部までご送付（FAX可 846-5599）下さい。

なお本支部の申し合わせにより、公認申請時に支部所属党員30名以上を有していることが必要となりますので、念のため申し添えます。

以上